

平成25年度第1回 八千代市子ども・子育て会議

議題(4)

「子ども・子育て支援法に基づく 基本指針(案)」

平成25年11月19日(火)

八千代市 子ども部 元気子ども課

1. 基本指針の法的位置づけ

・国は、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針(基本指針)を策定する。(子ども・子育て支援法第60条)

・内閣総理大臣は、基本指針を定めようとするときは、子ども・子育て会議の意見を聴くこととされている。

【基本指針の主な記載事項】

子ども・子育て支援の意義

制度に関する基本的事項の提示

地方自治体の事業計画の作成指針

・すべての都道府県、市町村が事業計画作成(計画期間 5年間)

・平成26年度前半までに計画案をまとめる必要があるため、関係者の参画の下、住民意向の把握、計画の検討・作成など、一連の作業が求められる。

【関連施策との連携】

子ども・子育て支援制度は、ワーク・ライフ・バランスや児童相談所の関連機関との連携にも留意した計画策定が求められる。

2. 子ども・子育て支援の意義

- (1) 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とする。
- (2) 障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す。
- (3) 核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、依然として多くの待機児童の存在、児童虐待の深刻化、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化。
- (4) 子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、上記の環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくこと。そうした支援により、より良い親子関係を形成していくことは、子どものより良い育ちを実現することに他ならない。
- (5) 乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得など、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要。
- (6) 子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要。その際、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことに留意することが重要。
- (7) 社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要。

3. 市町村子ども・子育て支援事業計画

市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画となる。

(子ども・子育て家庭の状況及び需要)

3歳以上の子どもを持つ保育を利用せず家庭で子育てを行う家庭

(子ども・子育ての利用希望)学校教育・子育て支援

満3歳以上の子どもを持つ 保育を利用する家庭

(子ども・子育ての利用希望)学校教育・保育・子育て支援・放課後児童クラブ

満3歳未満の子どもを持つ保育を利用する家庭

(子ども・子育ての利用希望)保育・子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ保育を利用せず家庭で子育てを行う家庭

(子ども・子育ての利用希望)子育て支援

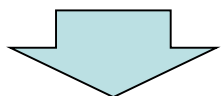
⇒ 需要の調査・把握(現在の利用状況 + 利用希望)

3. 市町村子ども・子育て支援事業計画

市町村子ども・子育て支援事業計画(5か年計画)

幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、次の内容を記載。

- ①「量の見込み」(現在の利用状況＋利用希望)
- ②「確保方策」(確保の内容＋実施時期)



計画的な整備

子どものための教育・保育給付

認定こども園、幼稚園、保育所 ⇒ 施設型給付の対象

小規模保育事業者、家庭的保育事業者、居宅訪問型保育事業者、事業所内保育事業者
⇒ 地域型保育給付の対象

地域子ども・子育て支援事業

利用者支援、地域子育て支援拠点事業、妊婦健診、乳児家庭全戸訪問事業、
一時預かり、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ 等

3. 市町村子ども・子育て支援事業計画

市町村子ども・子育て支援計画には、基本事項として、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、市町村が定める区域ごとに5年間の計画期間における「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を記載。《必須記載事項》

都道府県が行う専門的な知識・技能を要する社会的養護等に係る支援やワーク・ライフ・バランスに係る施策との連携等についても記載。《任意記載事項》

市町村子ども・子育て支援事業計画記載事項(子ども・子育て支援法第61条第2項・第3項)
《必須記載事項》

- ・区域の設定
- ・各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- ・地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- ・幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

《任意記載事項》

- ・産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- ・子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
- ・労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する⁶施策との連携

4. 市町村子ども・子育て支援事業計画のポイント

(1) 量の見込み

○幼児期の学校教育・保育・地域子ども・子育て支援事業について、
「現在の利用状況＋利用希望」を踏まえて記載（参酌標準）。

⇒ 住民の利用希望の把握が前提（子ども・子育て支援法第61条第4項）

(2) 確保の内容・実施時期

○幼児期の学校教育・保育について、施設（認定こども園、幼稚園、保育所）、地域型保育事業による確保の状況を記載。

量の見込みとの差がある場合には、施設・地域型保育事業の整備が必要。

【例】平成27年度に地域型保育事業（50人分）を整備、平成28年に施設（100人分）を整備等

○地域子ども・子育て支援事業についても同様に、確保の状況を記載。量の見込みとの差がある場合には、事業の整備が必要。

4. 市町村子ども・子育て支援事業計画のポイント

《必須記載事項》

(1) 区域設定

(2) 幼児期の学校教育・保育

《量の見込み》

学校教育のみ〈教育標準時間認定〉

⇒ 施設(認定こども園、幼稚園)で確保

保育の必要性あり(3～5歳)〈満3歳以上・保育認定〉

⇒ 施設(認定こども園、保育園)で確保

保育の必要性あり(0～2歳)〈満3歳未満・保育認定〉

⇒ 施設(認定こども園、保育園)、地域型保育事業で確保

(3) 地域子ども・子育て支援事業

利用者支援、地域子育て支援拠点事業、妊婦健診、乳児家庭全戸訪問事業、一時預かり、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ(13事業) ⇒ 確保の内容、実施時期

(4) 認定こども園の普及、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援の推進方策に係る事項

《任意記載事項》

(1) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

(2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

(3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

参考：都道府県子ども・子育て支援事業支援計画

都道府県は、実施主体たる市町村を支援し、広域性と専門性を有する立場から「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」を策定。

事業計画策定段階では、市町村と都道府県は定期的に協議・連携を図る。

幼児期の学校教育・保育について、都道府県が定める区域ごとに、5年間の計画期間における「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を記載。

あわせて、保育士等の人材確保・質の向上、専門知識を要する支援等を記載。

都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に基づく需給調整

子ども・子育て支援新制度では、許可制度を前提に、大都市部の保育需要の増大に機動的に対応できるよう、認定こども園・保育所について次のように対応する。

社会福祉法人・学校法人以外の者に対しては、客観的な許可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求める。

その上で、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとする。

需要(量の見込み) > 供給(確保の状況=区域内の定員数) → 適確性・認可基準を満たす場合は原則認可

需要(量の見込み) < 供給(確保の状況=区域内の定員数) → 需給調整